

- ◆ 国際獣疫事務局（OIE）による我が国のBSEリスクステータスの認定
- ◆ 我が国の飼料規制

平成25年5月

農林水産省

概要

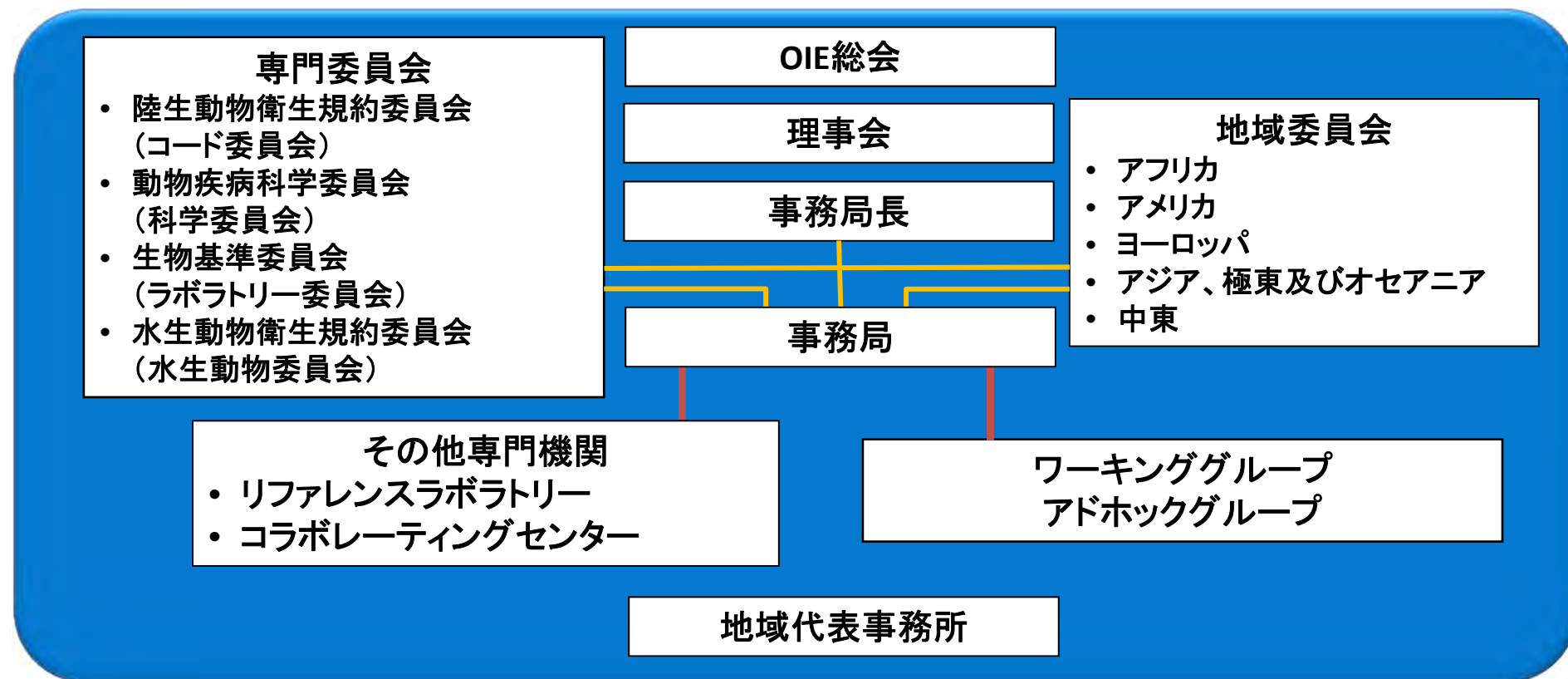
1. 国際獣疫事務局(OIE)について
2. OIEの主な活動内容
3. 我が国におけるBSEの発生と対策
(参考) 我が国のBSEの発生状況
4. OIE BSEリスクステータスの概要
5. 「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定に向けて
6. 「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定の意義
7. BSEリスクステータスの主な認定要件と認定国
8. 我が国の飼料規制
(参考) BSEの発生サイクルの遮断
(参考) 我が国の肉骨粉の規制状況

1. 国際獣疫事務局(OIE)について

OIE=Office International des Epizooties(仏)
(= World Organization for Animal Health(英))

- 20世紀初頭の牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得て発足した、世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関
- 本部はフランス・パリで、178か国・地域が加盟(平成25年5月現在)

【OIE組織図】



2. OIEの主な活動内容

① 家畜を含めた動物・水生動物の伝染病の衛生基準等を策定

(※ OIEはWTO/SPS協定上、動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準の設定機関)

② 世界の家畜の伝染病の発生情報を収集・提供

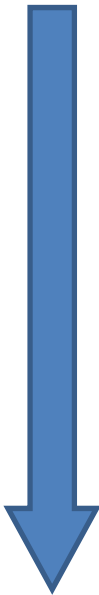
③ 家畜の伝染病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和

(注)

- WTO: World Trade Organization(世界貿易機関)
- SPS: Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生と植物防疫のための措置)

3. 我が国におけるBSEの発生と対策

2001年9月10日 我が国で最初のBSE感染牛を確認



厳格なBSE対策を実施

- SRM(特定危険部位)の除去・焼却
- 飼料規制
- 輸入規制(肉骨粉等の輸入を規制)
- サーベイランス(BSEの浸潤状況調査)

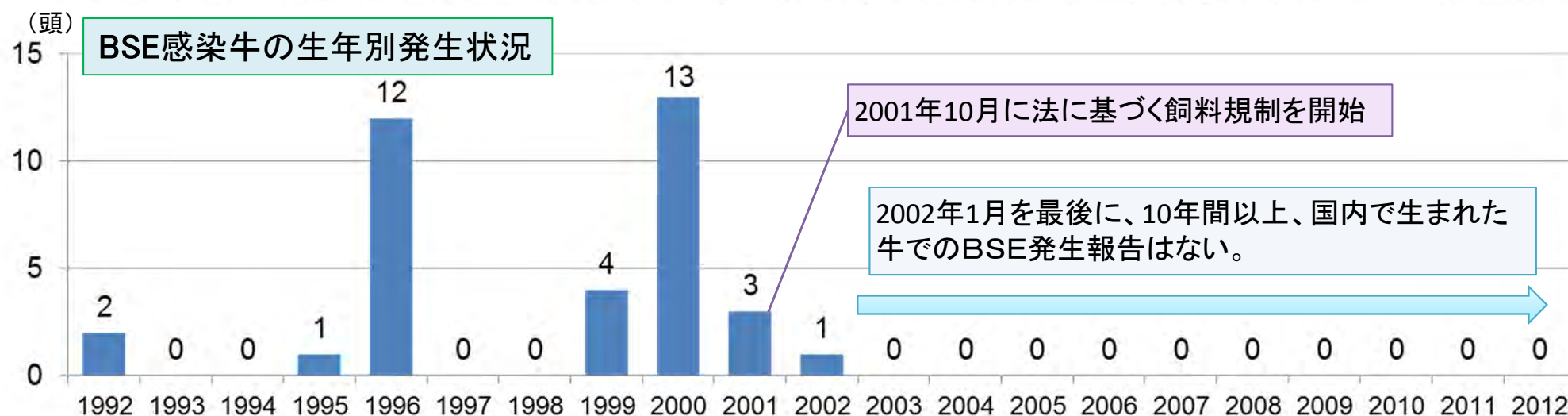
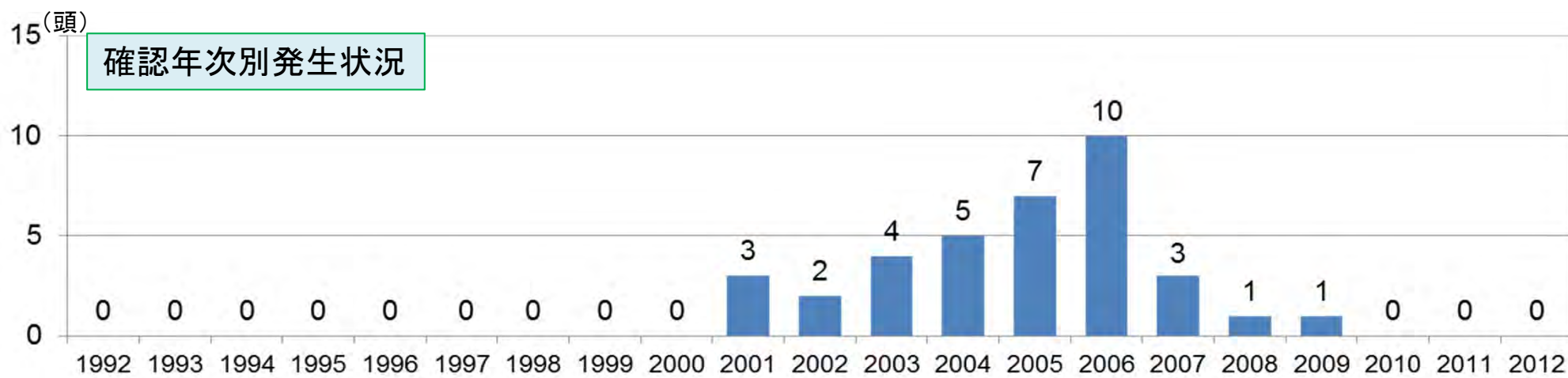
2009年1月以降の発生なし

これまでのBSE陽性牛:36頭

最終発生:2009年1月30日確認(101か月齢、2000年8月15日出生)
最近出生例:2002年1月13日出生(21か月齢、2003年11月4日確認)

(参考) 我が国のBSEの発生状況

- 2001(平成13)年9月に初めてBSEが確認。現在までに、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)の発生を確認。
- BSE感染牛を出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多くなっている。
- 8例目及び24例目は、検出された異常プリオン蛋白質の性状が定型的なものと異なるとされている。
- 飼料規制の実施直後に出生した牛(2002(平成14)年1月生)以降に生まれた牛での発生はない。



4. OIE BSEリスクステータスの概要

- (1) OIEは、BSEのリスク評価基準やBSEリスクに応じた貿易可能物品等を定めたBSEコードを策定
- (2) その中で、各国のBSEリスクは3段階に分類
- (3) OIEは、加盟国からの申請に応じ、各国のBSEリスクを科学的に評価(2007年～実施)

● OIEのBSEリスクステータス

(日本の状況)

➤ 無視できるBSEリスクの国

← 2013年5月認定見込み

➤ 管理されたリスクの国

← 2009年認定済み

➤ BSEリスクが不明の国

5. 「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定に向けて

- ✓ 2012年9月28日、OIEへ申請書を提出。
(2013年1月に「無視できるBSEリスク・ステータス」の認定要件(注※)を満たす)



- ✓ 2012年11月 BSEに関する専門家(アドホック)委員会(評価)
2013年2月 科学委員会(評価)



2013年5月末 OIE総会(我が国のBSEステータスを決定見込み)

(注※)「無視できるBSEリスクステータス」主な認定要件

- 「過去11年以内に自国内で生まれた牛」でBSEの発生がないこと。
(国内のBSE感染牛：2002年1月13日生まれの牛が最後)
- 有効な飼料規制が8年以上実施されていること。(2001年10月以降継続)
- 有効なサーベイランスが実施されていること。

6.「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定の意義

- 我が国の牛におけるBSEの発生リスクが無視できるレベルであることを国際的に認定。
- ⇒ 我が国のBSE対策の妥当性・有効性が国際的に証明。

7. BSEリスクステータスの主な認定要件と認定国 (2013年4月現在)

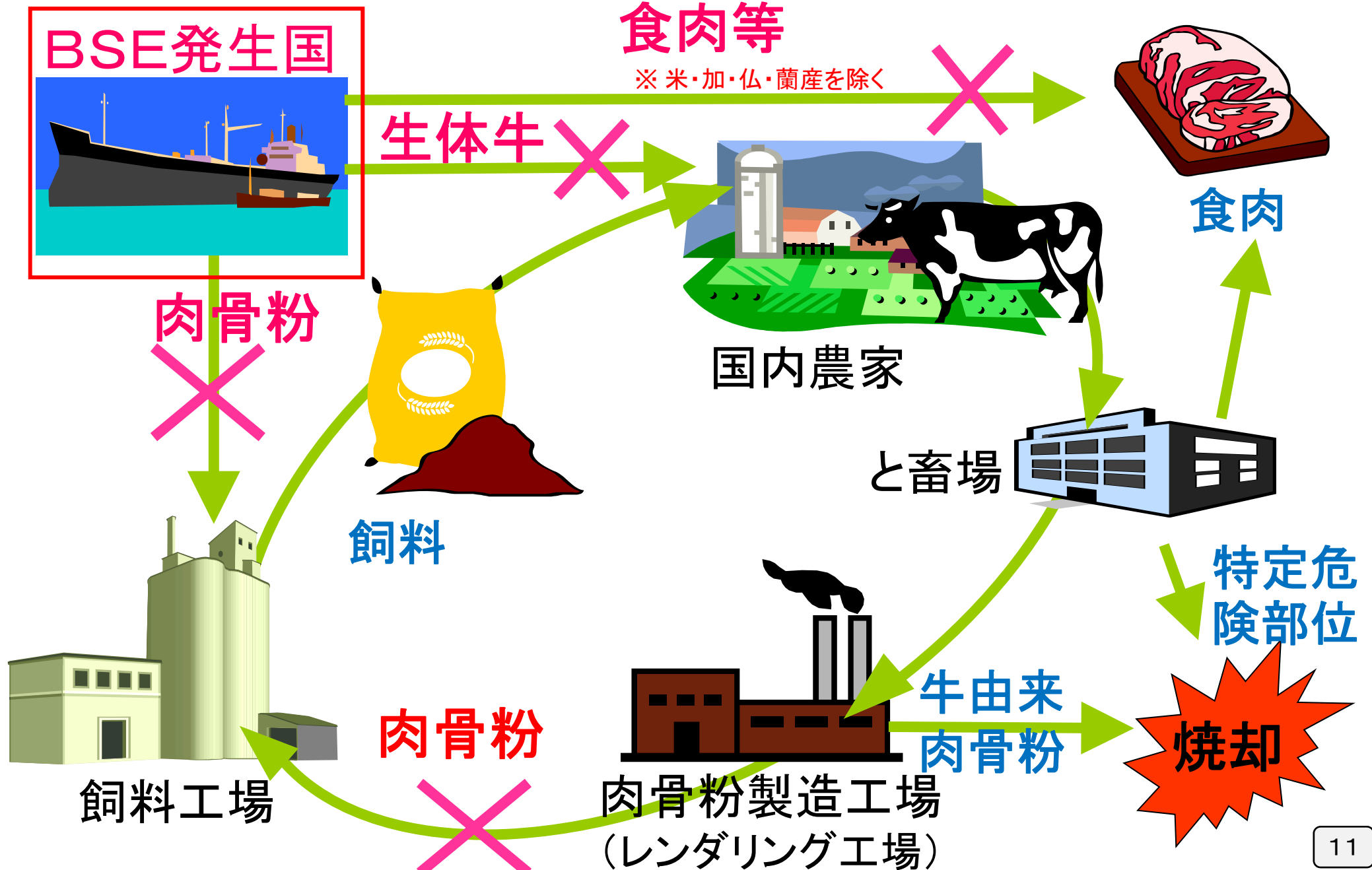
ステータス	サーベイランス	リスク低減措置	認定年及び認定を受けた国名
無視できる リスク (19か国)	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスを実施	① 過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと ② 有効な飼料規制※が8年以上実施されていること ※反芻動物由来の肉骨粉等が反芻動物に給与されない	～ヨーロッパ(7カ国)～ フィンランド、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、オーストリア、ベルギー ～アジア(2カ国)～ シンガポール、インド ～オセアニア(2国)～ オーストラリア、ニュージーランド ～南北アメリカ(8カ国)～ アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、チリ、ペルー、パナマ、ブラジル、コロンビア
管理された リスク (30か国)	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスを実施 (注)サーベイランスの評価はポイント制になっており、BSE感染リスクが高い牛ほど、評価ポイントが高い。 (臨床症状牛>事故牛>死亡牛>健康牛)	有効な飼料規制※が実施されていること ※反芻動物由来の肉骨粉等が反芻動物に給与されない	～ヨーロッパ(23カ国)～ スイス、キプロス、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国、リヒテンシュタイン、クロアチア ～アジア(3カ国)～ 日本、韓国、台湾 ～南北アメリカ(4カ国)～ 米国、カナダ、メキシコ、ニカラグア

8. 我が国の飼料規制

飼料規制の基本的考え方

- (1) BSEの**感染源となりうるもの**の飼料への利用を規制し、BSEの発生サイクルを遮断
 - 肉骨粉、動物性油脂等の**牛用飼料**への利用**禁止**
- (2) 牛用飼料とその他の飼料の**分離**
 - 牛用飼料とその他の飼料の交差汚染防止のために、飼料の製造、保管、輸送等を分離

(参考)BSEの発生サイクルの遮断



(参考) 我が国の肉骨粉の規制状況

飼料原料	由来	給与対象			
		牛	豚	鶏	魚
肉骨粉	牛	×	×	×	×
	豚	×	○	○	○
	鶏	×	○	○	○

× : 飼料利用不可、○ : 飼料利用可